

令和8年

目黒区教育委員会

第24回定例会会議録

(令和8年8月18日開催)

第24回目黒区教育委員会定例会会議録

開催年月日 令和8年8月18日

開催場所 教育委員会室

出席委員	教育委員会教育長	高橋和人
	教育委員会教育長職務代行者	若井田正文
	教育委員会委員	松村真理子
	教育委員会委員	高橋智佳子
	教育委員会委員	小枝義典

出席職員	教育次長	高橋直人
	教育政策課長	藤原康宏
	学校ICT課長	西原昌典
	学校施設計画課長	鈴木隆介
	教育指導課長	斎藤圭祐
	教育支援課長	川島健
	統括指導主事	久野歩
	統括指導主事	玉村昌彦
	生涯学習課長	中尾真里
	八雲中央図書館長	小寺峻

書記	熊澤寛行
	松園拓人

(議事日程)

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 4 9 号 | 目黒区行政手続等における情報通信の技術の利用
に関する条例の一部を改正する条例 (意見聴取) |
| 日程第 2 | 議案第 5 0 号 | 令和 8 年度目黒区一般会計補正予算 (第 2 号)
(意見聴取) |
| 日程第 3 | 議案第 5 1 号 | 令和 7 年度目黒区一般会計歳入歳出決算の認定に
ついて (意見聴取) |
| 日程第 4 | 議案第 5 2 号 | めぐろ区民キャンパス天井非構造部材落下防止対
策工事の請負契約 (意見聴取) |
| 日程第 5 | 議案第 5 3 号 | めぐろ区民キャンパス天井非構造部材落下防止対
策に伴う電気設備工事の請負契約 (意見聴取) |
| 日程第 6 | 議案第 5 4 号 | 目黒区めぐろパーシモンホール舞台照明設備改修
工事の請負契約 (意見聴取) |
| 日程第 7 | 議案第 5 5 号 | 旧目黒区めぐろ学校サポートセンター増築等工事
の請負契約 (意見聴取) |
| 日程第 8 | 議案第 5 6 号 | 旧目黒区めぐろ学校サポートセンター増築等に伴
う機械設備工事の請負契約 (意見聴取) |
| 日程第 9 | 議案第 5 7 号 | 旧目黒区めぐろ学校サポートセンター増築等に伴
う電気設備工事の請負契約 (意見聴取) |
| 日程第 1 0 | 議案第 5 8 号 | 目黒区立目黒南中学校新築工事の請負契約の一部
変更について (意見聴取) |
| 日程第 1 1 | 協議事項 | 令和 9 年度使用目黒区立小学校教科用図書の採択
及び令和 9 年度使用目黒区立中学校教科用図書の
採択について |
| 日程第 1 2 | 協議事項 | 令和 9 年度使用目黒区立学校特別支援学級教科用
図書の採択について |

- 日程第 1 3 報告事項 「めぐろ学校教育プラン」改定素案（骨子案）について
- 日程第 1 4 報告事項 「MEGUROスマートスクール・アクションプラン」改定素案（骨子案）について
- 日程第 1 5 報告事項 目黒区立学校授業リーダー及び目黒区立学校授業アドバンサー認定制度の新設について（案）
- 日程第 1 6 報告事項 教育委員会名義の使用承認状況について

資料配付

- ・令和 8 年度目黒区立中学校案内

(午前9時30分開会)

- 教育長 令和8年第24回目黒区教育委員会定例会を開会します。本日の欠席委員はいません。欠席職員は学校運営課長です。署名委員は松村委員です。
それでは、日程第1を議題とします。

(日程第1 議案第49号 目黒区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例 (意見聴取))

- 教育政策課長 (資料により説明)
- 教育長 この件についてご質問等がありますか。
- 委員 教育委員会に関する通知のうち、今回の改正が適用されるものとして、具体的にどのような通知が考えられるのでしょうか。
- 教育政策課長 現時点で具体的にデジタル化することが決まっている通知はありません。今後検討していくものとしては、申請に基づいて決定した内容を知らせる決定通知書などがあり、各所管に該当するものがあると考えています。
- 委員 現時点で、具体的にデジタル通知をすぐにしようと考えているわけではなく、今後デジタル化が進んだ場合に、そういったこともあり得るという意味でしょうか。
- 教育政策課長 区として処分通知等のデジタル化を進めるという大きな政策決定をしています。各所管には様々な通知がありますが、具体的にどの通知を対象とし、どの順番で進めるかというところを検討している段階です。
- 教育長 その他ご質問等がありますか。
特にないようですので、採決を行います。
本案に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

- 教育長 全員賛成ですので、議案第49号は原案どおり可決します。
次に、日程第2を議題とします。

(日程第2 議案第50号 令和8年度目黒区一般会計補正予算 (第2号) (意見聴取))

○教育政策課長 （資料により説明）

○教育長 この件についてご質問等がありますか。
特にないようですので、採決を行います。
本案に賛成の委員は挙手を願います。

（全員挙手）

○教育長 全員賛成ですので、議案第50号は原案どおり可決します。
次に、日程第3を議題とします。

（日程第3 議案第51号 令和7年度目黒区一般会計歳入歳出決算の認定について（意見聴取））

○教育政策課長 （資料により説明）

○教育長 この件についてご質問等がありますか。
特にないようですので、採決を行います。
本案に賛成の委員は挙手を願います。

（全員挙手）

○教育長 全員賛成ですので、議案第51号は原案どおり可決します。
次に、日程第4及び日程第5は、いずれもめぐろ区民キャンパスの工事に関する内容ですので、一括して議題とします。なお、質疑と採決は個別に行うこととします。

（日程第4 議案第52号 めぐろ区民キャンパス天井非構造部材落下防止対策工事の請負契約（意見聴取））

（日程第5 議案第53号 めぐろ区民キャンパス天井非構造部材落下防止対策に伴う電気設備工事の請負契約（意見聴取））

○八雲中央図書館長 （資料により説明）

○教育長 まず日程第4について、ご質問等がありますか。

○委員 工事の内容については特に問題ないと思いますが、この工事を行っている間、パーシモンホールは使用できるのでしょうか。

○八雲中央図書館長 今回の工事に伴い、大ホールは令和9年1月12日から

令和10年1月7日まで、令和8年度の二十歳のつどいが終わった後から令和9年度の二十歳のつどいの前まで休館を予定しています。なお、図書館については、動線を確保した上で休館せずに運営していく予定です。

- 教育長 その他ご質問等がありますか。
特にないようですので、採決を行います。
本案に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

- 教育長 全員賛成ですので、議案第52号は原案どおり可決します。
次に日程第5について、ご質問等がありますか。
特にないようですので、採決を行います。
本案に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

- 教育長 全員賛成ですので、議案第53号は原案どおり可決します。
次に、日程第6を議題とします。

(日程第6 議案第54号 目黒区めぐろパーシモンホール舞台照明設備
改修工事の請負契約(意見聴取))

- 八雲中央図書館長 (資料により説明)

- 教育長 この件についてご質問等がありますか。

- 委員 パーシモンホールはいつ建設され、現在何年目の建物なの
でしょうか。

- 八雲中央図書館長 区民キャンパス内のパーシモンホールは、平成14年に
竣工され、24年が経過しています。

- 教育長 その他ご質問等がありますか。
特にないようですので、採決を行います。
本案に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

- 教育長 全員賛成ですので、議案第54号は原案どおり可決します。

次に、日程第 7 から日程第 9 は、いずれも旧目黒区めぐろ学校サポートセンターの増築等工事に関する内容ですので、一括して議題とします。なお、質疑と採決は個別に行うこととします。

(日程第 7 議案第 5 5 号 旧目黒区めぐろ学校サポートセンター増築等工事の請負契約 (意見聴取))

(日程第 8 議案第 5 6 号 旧目黒区めぐろ学校サポートセンター増築等に伴う機械設備工事の請負契約 (意見聴取))

(日程第 9 議案第 5 7 号 旧目黒区めぐろ学校サポートセンター増築等に伴う電気設備工事の請負契約 (意見聴取))

○学校施設計画課長 (資料により説明)

○教育長 まず日程第 7 について、ご質問等がありますか。
特にないので、採決を行います。
本案に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

○教育長 全員賛成ですので、議案第 5 5 号は原案どおり可決します。
次に日程第 8 について、ご質問等がありますか。
特にないので、採決を行います。
本案に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

○教育長 全員賛成ですので、議案第 5 6 号は原案どおり可決します。
次に日程第 9 について、ご質問等がありますか。
特にないので、採決を行います。
本案に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

○教育長 全員賛成ですので、議案第 5 7 号は原案どおり可決します。
次に、日程第 10 を議題とします。

(日程第 1 0 議案第 5 8 号 目黒区立目黒南中学校新築工事の請負契約の一部変更について (意見聴取))

○学校施設計画課長 (資料により説明)

○教育長 この件についてご質問等がありますか。
特にないようですので、採決を行います。
本案に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

○教育長 全員賛成ですので、議案第 5 8 号は原案どおり可決します。
次に、日程第 1 1 を議題とします。

(日程第 1 1 令和 9 年度使用目黒区立小学校教科用図書の採択及び令和 9 年度使用目黒区立中学校教科用図書の採択について (協議事項))

○教育指導課長 (資料により説明)

○教育長 本日協議するのは令和 9 年度に小学校及び中学校で使用する教科用図書の採択についてです。令和 5 年度に採択を行った小学校の教科用図書は、法令により令和 6 年度から令和 9 年度までの 4 年間使用することとなっています。また、令和 6 年度に採択を行った中学校の教科用図書は、令和 7 年度から令和 1 0 年度までの 4 年間使用することとなっています。

資料 1 のとおり、小学校で令和 9 年度に使用する教科用図書は、令和 8 年度と変更はありません。また、資料 2 のとおり、中学校で令和 9 年度に使用する教科用図書は令和 8 年度と変更はありません。

この件について、ご質問等がありますか。
特にないようですので、この協議を了承します。
次に、日程第 1 2 を議題とします。

(日程第 1 2 令和 9 年度使用目黒区立学校特別支援学級教科用図書の採択について (協議事項))

○教育指導課長 (資料により説明)

- 教育長 特別支援学級の教科用図書は、児童・生徒の発達段階、成長段階に合わせて毎年選定しています。
- この件について、ご質問等がありますか。
- 特にないようですので、この協議を了承します。
- 次に、日程第13を議題とします。

（日程第13 「めぐろ学校教育プラン」改定素案（骨子案）について（報告事項））

- 教育政策課長 （資料により説明）
- 教育長 この件について、ご質問等がありますか。
- 委員 3ページの文章の一部にアンダーラインが引かれていますが、文教・こども委員会や議会、政策執行会議に提出する際にも、このアンダーラインは残すのでしょうか。
- 教育政策課長 今回は「MEGURO」で示す6つの要素について、どのように考えているのかを教育委員の皆様に分かりやすくお示するため、アンダーラインを引きました。
- 委員 完成版では、文章が自然に流れるようにしていただければと思います。
- 教育次長 今回、教育委員の皆様からいただいた様々なご意見を踏まえ、骨子案としてまとめました。その中で「MEGURO」の頭文字を用いた6つの力については、1つの目玉的なところでもあったため、下線を引き、分かりやすく説明をしたところでは、
- 今後、9月、10月に議会等へ報告する際には、通常の報告書の形式で示す予定です。今回は、教育委員の皆様に分かりやすい形でお示したものとご理解いただければと思います。
- 委員 この「MEGURO」に使用している英単語が、記載している日本語に対応しているかという点については、前回も様々な意見が出たと思います。この「MEGURO」という標語は目立つと思いますので、例えば「オーナーシップ」という単語が「当事者意識」を表現できているかということについては、我々日本人の感覚だけではなく、ネイティブの方が聞いても違和感がないかという点も確認していただきたいと思います。
- 次に、4ページの「確かな学力」という囲みの中に「経験や振り返りを通して学習を調整しながら学びに向かう力」とあります。また、その下の文章にも「子どもたちが主体的に学習を

調整できる環境」とありますが、「学習を調整する」という表現が一般的なのか、もう少し分かりやすい表現がないか検討していただきたいと思いました。

最後に、6ページの「目指す学校像」の中で「魅力ある学校」「活力ある学校」「信頼される学校」の3つが挙げられていますが、ここに学校の安全という観点も取り入れていただければと思いました。最後のページの表には、学校の安全が重要な要素の1つとして記載されていますが、学校像においても、安全は重要な要素であると思いますので、ご検討いただきたいと思いました。

○教育政策課長 1点目の英単語については、様々な方がご覧になった際に違和感がないか、十分に確認した上で進めていきたいと思います。

また、学校の安全については、近年、非常に注目を集めているところです。今後整理する具体的な実施策の中に掲げていくことはもちろんですが、目指す学校像の中に位置づけるかについても検討したいと思います。いずれにしても、学校の安全は、今後もしっかりと打ち出していくべきものだと考えています。

○教育指導課長 「学習を調整する」という言い方については、「自己調整学習」に基づくものです。現在、各小学校では、40分授業午前5時間制によって生み出した時間を中心として、児童が自ら課題を見つけ、学習を進める取組を行っています。その中で、最初に考えた方法がうまくいかなければ別の方法を試したり、友達との話し合いにより異なる方法を知り、それを取り入れたりするなど、1つの方法にこだわらず、別の角度から考え、自ら学習の進め方を見直しながら取り組む学習が行われています。文部科学省においても、この「自らの学習を調整する」ことの大切さが示されており、受け身で学ぶだけではなく、自ら考えてよりよい方法を見つけていく中で使用されている表現です。そのため、学校現場では比較的受け入れられやすい表現であると考えています。

○委員 細かい点については、期限までに整理してお伝えしたいと思います。まず全体的には、まだ文章がこなれていないところが多く見受けられるため、精査していただきたいと思いました。また、「豊かな心」の標語に「自然等にふれ、心を醸成し創造性をはぐくむ」とありますが、豊かな心は自然等に触れることだけによって醸成されるものではないと思いますので、標語を

見直した方がよいと思いました。

次に、6ページの図についてです。「魅力ある学校」「活力あふれる学校」「信頼される学校」の3つが示されていますが、どのような関係にあるのか分かりにくいと感じます。また、上に2つ、下に1つという現在の配置は、図として不安定に見えるため、下に配置した2つによって上の1つが形づくられるような構成の方が分かりやすいと思いました。「魅力ある学校」と「活力あふれる学校」をつくることによって、全体として「信頼される学校」を実現するという趣旨であれば、図の上下を逆にした方がよいと思いますので、ご検討ください。

次に、8ページの体系図についてです。柱2の基本的な方針8の中に「インクルーシブ教育システムによる特別支援教育の推進」がありますが、特別支援教育の推進は教育環境ではなく、教育の内容そのものであるため、柱1「深い学びの実現と人間性を高める質の高い学校、園教育の推進」に位置づけるべきだと考えます。一方で、柱2には「特別支援教育に関わる施設、設備、特別支援学級の充実」等を位置づけるとよいのではないかと思います。

また、柱2の基本的な方針11には「充実した学校生活を送るための施設等を整備する」とありますが、「設備」という言葉がどこにも示されていません。教育環境には施設と設備の両方が必要だと思いますので、「施設等」とするのではなく、施設と設備の両方を明記していただきたいと思いました。

○教育政策課長 ご指摘いただいた点について、しっかりと整理していきたいと思います。

○教育長 その他ご質問等がありますか。

特にないようですので、この報告を受けました。

本件については、21日の午前中までにご意見をいただければと思います。

次に、日程第14を議題とします。

(日程第14 「MEGUROスマートスクール・アクションプラン」改定素案(骨子案)について(報告事項))

○学校ICT課長 (資料により説明)

○教育長 この件についてご質問等がありますか。

○委員 今回骨子が示され、9月初めの教育委員会で改定素案のたたき台が示されるとのことですが、この改定素案のたたき台は、どの程度のものになるのでしょうか。先ほど、めぐろ学校教育プランの際にも述べたように、現在の文章についてはかなり問題があると私は考えています。ただし、今回はあくまで骨子案ですので、改定素案を示す段階では、文章についても十分に精査され、熟考されたものになるのでしょうか。

○学校ICT課長 MEGUROスマートスクール・アクションプランについては、9月8日の改定素案のたたき台において、実施策に係る具体的な5年間の工程表も含めてお示しする予定です。そのため、改定素案のたたき台としつつも、最終案に近いものをお示ししたいと考えています。一部、参考資料などについては、最終的な計画書と異なる形にはなるとは思いますが、ほぼ完成形に近いものとしてお示ししたいと考えています。

○教育政策課長 めぐろ学校教育プランについても、たたき台の段階で、先ほど体系図でお示した基本的な方針ごとに、現状と課題に関する説明を加えるなど、本文については、ほぼ全ての内容をお示ししたいと考えています。一方、図表など、今後時間をかけて整理していくものについては、素案を決定する段階までにお示ししたいと考えています。

○委員 現在、若年者のSNSの使用を禁止する国が出始めていることが、ニュースでも報じられています。学校教育において、このスマートスクール・アクションプランを推進していくに当たっては、その根本となる情報セキュリティの向上に注力していく必要があると考えています。資料に記載のある「児童・生徒が情報モラルを身に付け、安全かつ適切にICTを活用できる状態を目指す」という点については、この時代に合わせて、かなり重点を置いて取り組んでいく必要があると思います。

 この内容については、2、3行で済むものではなく、ここを誤ると、全ての基本的な部分にも影響する可能性があるため、もう少し記載を充実していただきたいと感じました。

 私たちは携帯電話もない時代に生まれ、その後ポケットベルなどを経て徐々に現在の環境に移行してきました。一方で、今の子どもたちは、スマートフォンやパソコンが初めから身近にある環境です。急速に時代が変化する中で、これらをどのように扱うべきかという情報モラルは、非常に重要な課題であると

考えています。ぜひその点について、もう少し内容を充実させた案をお示しいただければと思います。

○学校 I C T 課長 委員ご指摘のとおり、S N S の利用については、諸外国においても新たな規制が増えているところです。

現行計画においても、I C T 支援員が小学校等を訪問し、情報モラルに関する授業等を行っている状況です。また、学習指導要領の改訂の中で、情報モラルに関する学習をより一層強化していくというようなお話もいただいています。委員のご指摘も踏まえ、この情報セキュリティ向上に係る実施策の中で、情報モラルの重要性をより強調して表現し、具体的な取組につながるよう検討していきたいと考えています。

○委員 資料の「働き方改革の視点」の記載について、ここの文章だけを読むと、D X を活用して生み出した時間を、教員等がさらに教育活動に取り組む時間に充てるという趣旨に読めます。

しかし、もともと働き方改革では、職員の過重労働を軽減し、心身の健康を維持することがやはり重要だと思います。生み出した時間を全て教育指導に充てるということではなく、過重労働の軽減や心身の健康維持を目指すという視点も入れていただければと思いました。

○学校 I C T 課長 ご指摘の部分については、たしかにそのような意味合いもあろうかと考えています。一方で、校務D X や働き方改革の推進によって生み出した時間について、教員が楽をするためのものではないかというようなご指摘をいただくこともあります。そのため、通常の勤務時間内に、いかに子どもと向き合う時間を創出できるかという趣旨を表現するため、このような記載としています。

○委員 以前も教育委員会で話したことがありますが、十数年前、日本物理学会や日本化学会、天文関係の学会など、7、8の学会が連名でデジタル教科書の導入について慎重に検討する必要があるとの提言を文部科学省に行いました。

その中では、小学校の低・中学年では鉛筆で書くことが重要であることや、中学生が映像を見ることで理解したような感覚を持つ一方、思考力が十分に育たないおそれがあることなどが指摘されていました。

例えば、低学年に「2 掛ける 3 は 6」と教える場合、画面上で見せることと、実際に手で触れる物を使い、2 本ずつの 3 組

と3本ずつの2組がいずれも6本になることを感覚的に理解することは異なります。低学年にとっては、実際に手で扱いながら理解することが重要であると思います。

また、同じ文章を紙とデジタルで読んだ場合の読解力や理解力の差について、日本や欧米で研究が行われており、紙で読んだ方がより深く読み取ることができるという結果も示されています。

教育委員会事務局が各学校を指導する際には、文部科学省がGIGAスクール構想を掲げ、ICT化を推進しているから取り組むということだけではなく、教育委員会として、何が重要で、どのような教育が大切なのかを十分に考えていただきたいと思います。

もちろん、現在の社会では、ICTに関する知識や技能として身につけるべきものが数多くあり、今回示していただいたプランがよくないということではありません。ただ、文部科学省から示されたから取り組むということではなく、教育委員会としてのしっかりとした哲学を持って施策を進め、その考えに基づいて各学校を指導していただきたいと思います。

○委員

ICTについては、子どもたちがICTを活用して学ぶという視点、教員がデジタル機器に慣れ、教育指導に活用するという視点、また、これまで紙で行っていた校務をデジタル化し、働き方改革につなげるという視点があると思います。

さらに、環境整備や情報セキュリティの向上という視点があります。その中の情報モラルについては、学校だけでなく、家庭でも取り組む必要があると感じています。

例えば、現在、子どもが情報端末を使って自由研究をしていますが、親のスマートフォンで撮影した写真を子どもの情報端末へ移してスライドを作ろうとしても、制限があり、うまく移すことができませんでした。子どもたちが使用する情報端末には、外部から情報を取り込む場合にも、外部へアクセスする場合にも一定の制限があります。その中で、自分たちがインターネット上のどの範囲にいて、そこから外に出るとどのような危険があるのかを理解することも、情報モラルの1つであると考えています。

ICTを学校で活用しつつ、児童・生徒の安心・安全の確保を並行して進めていく上で、9月から「すぐる」に移行する

ことも踏まえ、ＩＣＴを活用した家庭との連携についても、何らかの取組ができればよいと考えています。まだ具体的な提案には至っていませんが、そうした検討も行っていただければと思います。

○委員

今年は「ＡＩ元年」と言われており、ＡＩの普及が夏休みの自由研究の在り方にも影響するのではないかと考えています。自由研究は、様々な実体験をし、それを自分なりの形でまとめるということから始まったと聞いています。

今回の夏休みの自由研究において、ＡＩが適切に活用されていけばよいのですが、逆に、どのような形で不適切に利用されているかという実態についても把握する必要があると考えています。今年の夏休みが、こうした状況を確認する実質的な初年度になると考えられますので、意見聴取も含め、何か情報がありましたら、後日教えていただければと思います。

○教育指導課長

今のお話は、自由研究だけではなく、読書感想文などにも関わるものと考えています。生成ＡＩがこれだけ普及している中で、子どもたちが生成ＡＩを使って作品を作ること考えられますが、作品そのものの出来栄のみをもって評価することは考えていません。大切なのは、作品を作る過程で、子どもたちがどのようなものにするかを考え、自ら構想を練り、主体的に取り組みながら進めていくことです。その中で、生成ＡＩを使って、よりよいものや見栄えのよいものに仕上げていくということはあるとと考えています。

なお、授業における生成ＡＩの活用については、まだ区の教育委員会として一律に開始している段階ではなく、引き続き研究段階にあります。一方で、子どもたちが生成ＡＩを活用して作品を作ってくるということは十分に想定されるため、各学校において、それぞれ対応の準備を整えています。

○教育長

その他ご質問等がありますか。

特にないようですので、この報告を受けました。

本件についても、２１日の午前中までにご意見をいただければと思います。

次に、日程第１５を議題とします。

（日程第１５

目黒区立学校授業リーダー及び目黒区立学校授業アドバンサー認定制度の新設について（案）（報告事項））

○統括指導主事 （資料により説明）

○教育長 この件についてご質問等がありますか。

○委員 認定後の活用方法として、助言やフォローアップなどが挙げられていますが、この制度の方式ですと、授業アドバンサーや授業リーダーがいる学校といない学校が出てくるものと思います。各学校では、新規採用教員に同じ学校の先輩教員がメンターとしてつくことがあると思いますが、この制度においても、例えば別の学校の授業リーダーから指導を受けたり、別の学校の授業アドバンサーを集めて何か取組を行うといったような、区内の学校全体で連携することは想定しているのでしょうか。

○統括指導主事 現行制度においても、授業スペシャリストや授業アドバンサーについては、各学校の求めに応じて、校長間で調整した上で活用されている状況です。

ただ、他校の人材を活用する場合には、どうしても依頼する側にも一定の負担が生じます。そのため、今回は身近な活用というところに主眼を置きました。新しい制度においても、各学校が必要に応じて活用しやすく、授業力向上に資するように、教育委員会としても支援していきたいと考えています。

○委員 選考方法について、本人からの申出に基づき、教育指導課が校長所見、提出書類、授業参観及び面接等を踏まえて認定するという理解でよいのでしょうか。

○統括指導主事 そのとおりです。

現行制度では選考委員会を設けていますが、面接は実施していません。これまでは表彰制度という性格から選考委員会を設けていましたが、今回は認定制度となるため、面接を通じて、認定後に区内の研修等でどの程度ご自身の力を発揮できるのかについても、適切に確認していきたいと考えています。

○委員 そうすると、認定に関しては、比較的裾野を広くしていくものと理解しました。一方で、認定基準が曖昧であると、個人的な判断によるものと受け取られ、誤解を招く可能性もありますので、明確な認定基準を設けた上で運用していただきたいと思っています。

○統括指導主事 今回の制度の見直しにより、応募の裾野は大きく広がったと思っています。一方で、応募者全員が認定されるものではありませんので、認定基準を明確にし、適切に確認していきたいと

考えています。

○委員

今回の見直しにより、表彰制度は廃止されるのでしょうか。

また、授業アドバンサーについて、「メンター的な役割」や、「メンター的な立場からの助言」とありますが、具体的にどのような役割や立場を想定しているのか教えてください。

○統括指導主事

1点目の表彰制度については、今年度をもって廃止する予定です。そのため、新たな授業スペシャリストの募集は行わない方向で考えています。

2点目の「メンター的」については、経験年数が1年目から3年目程度の若手教員にとって身近な先輩教員として、指導や助言を行うということを想定しています。

○委員

教育指導課で十分に検討した上での制度だと思いますので、推進していただければと思いますが、何点か意見を述べます。

まず、表彰制度には認定制度とは別の意味合いがあると思うため、残してもよかったのではないかと思います。

また、「メンター」という言葉については、日本語で分かりやすく表現したほうがよいと思いました。

次に、本人申出による応募については、実際にどの程度申出があるのか不安があります。例えば、リーダーとなる資質が十分にあったとしても、認定後に校内での授業公開や、指導案への助言、区内研修会での指導・助言などを担うことを考えると、応募をためらう教員も多いのではないかと思います。結果として、将来管理職として育てていきたい教員に校長が応募を促し、形式上は本人申出とする形になっていくのではないかと考えています。そのため、本人が自ら申し出るという制度が、実際に機能するのか疑問に感じています。

最後に、授業アドバンサーについては、教師道場や研究員制度に応募できるよう、教育指導課が支援するということだと理解しています。ただし、授業アドバンサーが東京都の制度の下請けにならないよう、目黒区の人材認定制度として誇りを持って取り組んでいただきたいと思います。

○統括指導主事

まず、「メンター」という表現については、学校へ周知する際に、より分かりやすい日本語の表現にしたいと思います。

次に、表彰制度については、教員を励まし、その努力や成果を教育委員会として認めるという点で、非常に大きな意義があったと考えています。一方で、今回の制度においても、認定式

を行う予定であり、教員のこれまでの努力をたたえるという側面はあるものと認識しています。

本人申出制では応募者が集まらないのではないかというご意見については、制度の見直しに当たり、校長会とも調整を行う中で、校長が推薦しにくい状況があることも伺っています。一方で、これまでは力量や意欲のある教員が自ら手を挙げにくく、そうした教員を十分に拾い上げられていなかった面もあると考えています。その点については、教育委員会としても、授業観察等を通じて教員を十分に把握し、該当する教員を拾い上げていきたいと考えています。また、校長に対しても、面接等の機会に、教員への働きかけも促していきたいと考えています。

最後に、東京都の下請けにならないようにとのご意見についてですが、今回の制度は目黒区独自の取組ですので、誇りを持ち、魅力ある制度となるよう、教育委員会としてその活用と支援を進めていきたいと思います。

○教育長

その他ご質問等がありますか。

特にないようですので、この報告を受けました。

次に、日程第16を議題とします。

(日程第16 教育委員会名義の使用承認状況について(報告事項))

○教育政策課長 (資料により説明)

○教育指導課長 (資料により説明)

○生涯学習課長 (資料により説明)

○教育長 この件についてご質問等がありますか。

○委員 「ボーダレス芸術祭」について、会場が渋谷区役所ほかとなっていますが、今の説明からすると目黒区内でも開催しているということでしょうか。

○生涯学習課長 会場が複数あり、そのうちの1つを取り上げ、資料には渋谷区役所ほかと記載しましたが、ボーダレス芸術祭の事務所が碑文谷にあり、そちらでも展示を行うと聞いています。

○委員 それであれば、資料には目黒区内の会場について記載した方がよいと思いましたのでご検討ください。

○生涯学習課長 今後、そのように修正していきたいと思います。

○教育長 その他ご質問等がありますか。

特にないようですので、この報告を受けました。

資料配付

- ・令和８年度目黒区立中学校案内

○教育長

その他なにかありますか。

特にないようですので、以上で本日の定例会を閉会します。

(午前１１時３４分閉会)